

地域生活支援拠点等事業の実施状況について

1. 新潟市障がい者夜間休日相談支援事業について

☞ 3～5ページのとおり

2. 令和元年度上半期（4月～9月）の実績について

早朝：6:00～8:30／日中：8:30～17:30／
夜間：17:30～22:00／深夜：22:00～6:00

①相談件数（相談種別・対応時間帯別）

	平日				土曜・日曜・祝日				計
	早朝	夜間	深夜	時間外 (日中)	早朝	日中	夜間	深夜	
一般相談支援	4	27	25	1	0	9	26	4	96
個別相談支援	4	12	0	4	1	2	4	0	27
虐待通報	0	3	0	0	1	0	0	0	4
合計	8	42	25	5	2	11	30	4	127

② ①の内、緊急対応実施件数

	平日				土曜・日曜・祝日				計
	早朝	夜間	深夜	時間外 (日中)	早朝	日中	夜間	深夜	
訪問支援	0	4	0	0	0	0	0	0	4
受入支援	2	16	0	0	0	2	2	0	22
合計	2	20	0	0	0	2	2	0	26

③相談相手と対応時間帯（一般相談支援・個別相談支援・虐待通報の合算件数）

	平日				土曜・日曜・祝日				計
	早朝	夜間	深夜	時間外 (日中)	早朝	日中	夜間	深夜	
本人・家族・後見人等	7	39	25	0	2	8	30	4	115
行政・福祉事業所関係者・相談機関	1	3	0	3	0	3	0	0	10
その他・不明	0	0	0	2	0	0	0	0	2
合計	8	42	25	5	2	11	30	4	127

④区別相談件数

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	不明	計
相談件数	0	15	20	2	5	1	20	0	64	127

3. 個別相談支援利用の登録要件について

在宅で生活する障がい者等のうち（共同生活援助支給決定者を除く）、次の（１）～（３）のいずれかの要件を満たす者。

（１）強度行動障がい児

短期入所又は行動援護の支給決定を受けている障がい児のうち、５領域１１項目の調査において、「行動障がいおよび精神症状」に関する項目のうち「（３）自傷・他害・器物破損」の調査結果のいずれかが「ほぼ毎日支援や配慮が必要」に該当する者。

▷（H29年12月末支給決定者のうち42人が該当）

（２）強度行動障がい者

障がい福祉サービス支給決定者のうち、行動関連項目調査結果の合計点が18点以上で、且つ自傷又は他害の調査結果が「ほぼ毎日支援が必要」に該当する者。

▷（H29年12月末支給決定者のうち22人が該当）

（３）高齢の家族等と生活する障がい者

障がい福祉サービス支給決定者等のうち、障がい支援区分５以上で、且つ知的障がいがあり、以下のいずれかに該当する者。ただし、療養介護及び施設入所支援支給決定者を除く。

①65歳以上の家族等のみと生活する者

②家族等と同居する者のうち、当該家族等に障がい又は疾病等がある（※）ため、緊急時の支援が見込めない状況にある者

③単身であるため、緊急時の支援が見込めない状況にある者

▷（H30年12月末支給決定者のうち108人が該当）

※「家族等に障がい又は疾病等がある」の例

- ・障がい又は疾病がある。
- ・平日夜間、土日祝日等に就労している
- ・当該障がい者の障がい特性に起因した理由により、家族等に対する他害行為がある。

4. 個別相談支援の登録状況

（R1. 9月末時点）

	当初対象者数	登録者 (a)	当初対象者に含まれない登録者 (b)	全登録者 (a+b)
要件 (1)	42人	5人	3人	8人
要件 (2)	22人	6人	5人	11人
要件 (3)	108人	3人	0人	3人
合計		14人	8人	22人

新潟市障がい者夜間休日相談支援事業について（ご案内）

1. 新潟市障がい者夜間休日相談支援事業とは

在宅で生活する障がいのある方とそのご家族が、住み慣れた地域で、継続して安心した生活を送るため、夜間休日専用のコールセンターを平成 30 年 4 月 1 日より設置しました。

本事業では、電話相談を基本とし、どなたでもご利用できる「**一般相談支援**」と、事前登録により、万が一の緊急事態に対応する「**個別相談支援**」を提供します。

（※個別相談支援の登録には要件があります）

2. コールセンター概要

名 称：障がい者夜間休日コールセンター「らいとはうす」

※社会福祉法人新潟太陽福祉会が運営（新潟市が業務委託）

場 所：新潟市北区太夫浜字下浜山 675（太陽の村 内）

開設時間：平日 17:30～翌 8:30 及び土日祝日 24 時間

電話番号：0 2 5 - 2 7 8 - 2 0 8 0（一般相談支援用）

※個別相談支援専用の電話番号は登録者のみに通知します。

3. 一般相談支援と個別相談支援について

○一般相談支援

障がいのあるご本人や、ご家族等からの相談を受け付けます。相談方法は、電話による相談対応のみで、来所や訪問による相談には対応できません。

○個別相談支援

事前に登録していただき、「**緊急時対応プラン**」を作成します。緊急事態発生時はプランに基づき、相談支援、自宅への訪問支援、施設での受入れ支援等を提供します。登録者の方には個別相談支援専用の電話番号を予め通知します。

4. 「個別相談支援」の申請から緊急時対応までの流れ

① 登録申請

(1) 登録申請書の提出

登録を希望される方は、お住まいの区役所健康福祉課障がい福祉係（以下「区役所」と言う。）へお申し込みください。

【登録要件】

- ・在宅で生活する障がいのある方で、自傷・他害・器物破損等の行動障がいのある方。（18歳未満の児童も含む）
- ・在宅で生活する障がいのある方で、高齢の家族等と生活する方。
※グループホームに入居されている方及び療養介護、施設入所支援を利用中の方は対象外です。
※「行動障がい」、「高齢の家族等」の考え方については、担当者が別にご説明します。
※医療的ケアが必要な場合、福祉サービスでは必要な医療的支援の提供が困難なことがあるため、登録の可否については、別途確認の後、判断させていただくことがあります。

(2) 同意書の提出

支援に関わる関係機関が、登録者の情報を相互に共有することに同意していただくよう、登録申請書と一緒にご提出ください。なお、個人情報とは、適正に管理し、支援に必要な範囲内でのみ使用します。



② 聴き取り調査と緊急時対応プランの作成

(1) 聴き取り調査

登録申請書と同意書の提出を受けた後、区役所から「らいとほうす」へ申請者の情報提供を行います。

その後「らいとほうす」担当者が、ご本人・ご家族等と面談を行い、障がいや疾病の状況をはじめ、緊急時の対応で留意すべき事項や、親族・知人・つながりのある関係者、利用実績のあるサービス事業所等について、聴き取り調査を行います。

(2) 緊急時対応プランの作成

(1) で聴き取った内容をもとに、「らいとほうす」担当者が「緊急時対応プラン」を作成します。



③ 登録決定と専用電話番号のお知らせ

(1) 登録の完了

作成した「緊急時対応プラン」の内容をご確認いただき、同意欄に記名・押印をお願いします。プランの「原本」は申請者が、「写し」は「らいとほうす」がそれぞれ保管します。「らいとほうす」は同意を受けたプランの写しを区役所に提供します。

プランの写しの提供を受けた区役所は、申請者に「①登録決定通知書」「②個別相談支援専用の電話番号」を送付します。

(2) 緊急時対応プランの情報共有

緊急事態発生時には、関係者間の迅速でスムーズな連携が重要であることから、登録者の情報を事前に関係者で共有しておく必要があります。そのため、緊急時対応プランは、プランに記載のある関係機関にも提供させていただきます。



④ 緊急事態発生時

(1) お電話ください

緊急事態発生時には、個別相談支援専用の電話番号にまずはお電話ください。「らいとほうす」担当者に次の内容を落ち着いてお伝えください。

①ご本人またはご家族のお名前

②現在の状況（誰がどうなって、どう困っているか）

相談の内容に応じて、「らいとほうす」担当者が、支援方法を検討します。

(2) 支援内容について

提供できる支援は、ご本人がパニック状態等になり、ご家族だけでは対応困難になった場合の介入や、急な介護者不在による緊急的な受入れ支援等です。

次のような相談に対しては支援を提供できませんので、予めご承知おきください。

【例】

- ・ 3日後に家族で旅行に行くので、その間本人を預かってほしい。
 - ・ キャンセル待ちだった短期入所に結局空きが出なかったため、代わりに支援をお願いしたい。
 - ・ 本人が行方不明になった。一緒に探してほしい。▷ 警察にご相談ください。
 - ・ 本人が体調不良を訴えている。救急外来まで送迎してほしい。▷ 医療機関へご相談ください。
- (判断に迷った場合は、まずはご相談ください。)

担当：新潟市福祉部障がい福祉課給付係
電話：025-226-1247
FAX：025-223-1500



CITY OF NIIGATA